

令和6年 1月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年1月22日 午後2時 日光市役所本庁舎中会議室203

出席農業委員	10名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池 毅	11番 渡邊 悦子		
欠席農業委員	8名	増 渕 勝			
出席推進委員	18名	12番 柏 木 武	13番 福田富美男	14番 大島一比古	15番 富田 順子
		17番 神山 守	18番 村上 隆	19番 酒 主 学	20番 星野由起夫
		21番 西 巻 光次	22番 福田 浩一	23番 柴田 洋一	25番 福田重勝
		26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾	28番 阿久津文枝	29番 大貫 宣秀
		30番 佐藤 修一	31番 小倉 政一		
欠席推進委員	16名	福田 正明	24番 吉原 浩之		
傍 聴 人	なし				
事 務 局	局長 小 又 一 美	係長 吉澤喜代子	副主幹 永 吉 和 彦	副主幹 佐藤 達 起	
	主査 鯉 沼 慶				

- 第 1 ー 議事録署名人の指名
- 第 2 ー 会期の決定
- 第 3 報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可書の交付について
- 第 4 報告第 2 号 農地法第 1 8 条（通知）について
- 第 5 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 第 7 議案第 3 号 非農地証明願について
- 第 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 9 条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第 9 議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条の 2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第 1 0 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 1 9 条第 3 項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について
- 第 1 1 議案第 7 号 令和 6 年度（2 0 2 4 年度）農作業料金等の標準額について
- 第 1 2 議案第 8 号 耕作放棄地の非農地判断について

局 長 それでは、日光市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いたします。
 本日の出席委員は、農業委員 1 1 名中 1 0 名であります。
 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。
 なお、増渕勝委員から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、推進委員の福田正明委員、吉原浩之委員から欠席する旨の届出があり、推進委員につきましては、20名中18名の出席であります。

また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江
議長
局長

ただ今から、令和6年1月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。
(議事日程を朗読)

議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名をいたしたいと思っております。5番 斎藤敏夫委員、6番 加藤英利委員を指名いたします。

議長

日程第2「会期の決定」を行います。
本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし。」との声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
それでは、議事に入ります。
なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

議長

日程第3、報告第1号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼主査挙手)

鯉沼主査

はい、鯉沼主査。
総会資料1ページから4ページをお開き下さい。
報告第1号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。

先月の5条申請は6件ございましたが、3番4番が併せて1案件であるため許可書につきましては5件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は総会資料のとおりです。総会審議日は令和5年12月19日。なお、3番4番につきましては併せて3,000平方メートル以上の案件ということで、栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。

許可日および指令番号につきましては、1番2番及び5番6番が令和5年12月19日、日農委指令第5-40号から43号で許可書を発行しております。3番4番につきましては、令和6年1月15日、日農委指令第44号で許可書を発行しております。

議長

以上でございます。
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
それでは、次に移ります。

議長

日程第4、報告第2号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹	報告第2号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、5ページから9ページとなります。
議	本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は6件で、申請番号1番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請番号2番から6番が市農業公社扱いの利用権の解約となります。
長	以上ご報告いたします。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり) それでは、次に移ります。
議	日程第5、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
長	今月の現地調査は、鳥獣害対策部会が担当しております。はじめに神山副部長から全体説明をお願いします。
神山隆委員	(神山隆委員挙手) はい、神山副部長。 今回の現地調査は1月18日、鳥獣害対策部会が2班体制で調査を行いました。1班は柴田委員、阿久津委員、佐藤委員、2班は福田会長、大貫委員、神山が担当しました。 担当については、農地法3条の1番は神山、2・3番は佐藤委員、農地法4条1番は柴田委員、非農地証明願1番は大貫委員、2番は阿久津委員が説明しますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。 以上です。
議	ありがとうございます。 それでは、番号1番について、担当委員の報告を求めます。
長	(神山隆委員挙手) はい、神山副部長 私は、総会資料10ページ、議案第1号の1番を担当しました。 本申請は、日光市和泉地内において 売買を目的とした3条申請です。 申請人、申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明。 申請地は和泉地内。平ヶ崎交差点から西へ約1.5キロメートル進んだところに位置しています。 公図による説明。3筆ありますが、登記簿地目、現況ともに畑となっております。 現地は梅林として、梅の木が育っています。 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、梅、キュウリ及びかぼちゃ等を作付けしております。 申請地は譲受人の居宅から徒歩で1、2分の距離であり、農地取得後も梅の作付を行う計画です。現在、申請地の管理は譲受人が行っています。利用権はありません。 なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。 ありがとうございます。 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。 (神山隆委員挙手)
議	長

神山隆委員
 議 長 はい、神山副部長。
 部会内では許可相当と思われますので、審議お願いいたします。
 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (川村委員挙手)

川村委員
 神山隆委員 はい、川村委員。
 笹が生えている所にも梅を植えるのでしょうか。
 全体からすると笹が生えているのは少ない面積の一部分であり、現状の梅の木
 を管理するものです。

川村委員
 議 長 わかりました。
 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (手塚委員挙手)

手塚委員
 議 長 はい、手塚委員。
 現地写真上での3筆の配置を説明していただくようお願いします。
 (神山隆委員説明)

議 長 わかりました。
 他に何かありましたら、お受けいたします。
 (「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求
 めます。
 (全員挙手)
 全員挙手であります。
 よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長 次に、番号2番、3番につきましては、関連がありますので、担当委員の一括
 報告を求めます。
 (佐藤委員挙手)

佐藤委員 はい、佐藤委員。
 私は、総会資料10ページ、議案第1号の2番を担当しました。
 本申請は、日光市町谷地内において 交換を目的とした3条申請です。
 申請人、申請地等については資料のとおりです。
 案内図による説明。
 申請地は、町谷地内、関ノ沢集会所から西へ約80メートルのところに位置し
 ています。
 申請地は2筆で、登記簿地目、現況ともに田となっております。
 現地は耕起されており、きちんと管理されてきました。
 譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で、水稻、野菜を作付けし
 ております。農地取得後も水稻の作付を行う計画です。

関連がありますので、3番の説明をいたします。
 私は、総会資料10ページ、議案第1号の3番を担当しました。
 本申請は、日光市町谷地内において 交換を目的とした3条申請です。
 譲渡人、譲受人、申請地等は資料のとおりです。
 申請地は、2番の申請地からさらに進んだ場所です。関ノ沢集会所から西へ約
 150メートルのところに位置しています。
 申請地は、登記簿地目、現況ともに畑となっております。
 3番の譲受人の自宅と譲受農地は隣接しております。耕作の権利と土地所有の

権利を整理したいとの双方の申し出により、交換の運びとなったものです。

譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻、野菜を作付けしております。農地取得後も野菜の作付を行う計画です。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(神山隆委員挙手)

はい、神山副部長。

神山隆委員
議 長

部会では許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり)

議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長

次に、番号3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

挙手全員であります。

よって、番号3番は、原案のとおり許可とすることに決しました。

議 長

日程第6、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。

(柴田委員挙手)

柴田委員

はい、柴田委員。

私は、総会資料11ページ、議案第2号の1番を担当しました。

本申請は、日光市土沢地内において農地改良による一時転用を目的として転用する案件です。

申請人及び申請地等は資料のとおりです。

JR日光線下野大沢駅から北東へ450メートルほど進んだところに位置しています。

登記簿地目、現況ともに畑ですが、作付けはありません。

周囲の状況は東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は田です。

現地には、申請人の妻、行政書士が立会いました。

申請地は隣接する西側道路より低く、耕作管理が困難な土地であるため、高さ1.75メートルのL型擁壁を使用して道路と同じ高さにし、隣接する45-7の一部と併せて農地として管理したく申請するものです。完了後は季節の野菜を栽培する計画です。給排水はありません。

工事費は妻からの融資を受けて賄い、融資証明書と残高証明書が添付されております。

工事は表土を取り除いて敷地内に寄せ、表土を取った所に再生骨材を入れ、敷地内に寄せていた表土で覆います。表土は当初30センチを予定していましたが、畑のため45センチで理解いただきました。

北側の田に対し、田の高さからL型擁壁は50センチほど土の中に入ります。田の高さから1メートルほど上に出ることで、隣接の田の水稻への影響がないか確認したところ、陰になっても大丈夫と許可をもらっているということです。

現地は隣接地と合わせて四角形になっています。隣接地は既に転用済みで、一体で工事を行う予定です。

以上のことから、周りに及ぼす影響も無いと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について、報告願ひます。

(神山隆委員挙手)

神山隆委員

はい、神山副部長。

部会では、隣接耕作者の承諾を得ていますので、許可相当と思われますので、ご審議願ひいたします。

議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(福田富委員挙手)

福田富委員

はい、福田委員。

農地改良の工事期間はどのくらいですか。

(鯉沼主査挙手)

鯉沼主査

はい、鯉沼主査。

こちらは一時転用になりますので、申請書に記載の期間は3か月を予定しています。

議 長

他にありましたら、お受けします。

(手塚委員挙手)

手塚委員

はい、手塚委員。

隣接している三角形の土地の所有者は申請者なのでしょうか。

柴田委員

そのとおりです。

議 長

他にありましたら、お受けします。

(加藤委員挙手)

加藤委員

はい、加藤委員。

埋め立て用の土はどこから持ってくるのですか。

柴田委員

工事業者が用意します。

議 長

(局長挙手)

局 長

はい、事務局願ひします。

今回の農地改良は説明がありましたとおり、工事業者の用意した再生骨材を中間に入れる形での農地改良を予定しています。

工事は表土を取り除いて敷地内に寄せ、表土を取った所に再生骨材を80センチ程入れ、敷地内に寄せていた表土で45センチ程覆い、市道と同じ高さにする予定です。再生骨材は工事業者が用意しますが、表土は現地敷地内発生土です。

加藤委員

再生骨材はどこから持ってきてもいいのですか。

局長

市内から持ってくるものです。

福田富委員

再生骨材はどういった材料なのでしょうか。

局 長

再生骨材は、建設廃材などを溶融化して破碎した物です。成分分析はされていて、安定した数値が出なければ使用することはできないため、使用に問題はないと考えております。

議 長

ご意見ありましたら、お受けします。

(柏木委員挙手)

表土置き場はどこですか。

局 長 議 長 議 長 議 長 大 貫 委 員

同じ敷地内です。外部には持ち出しません。搬入するのは再生骨材だけです。他にありましたら、お受けします。
 (「なし」の声あり)
 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号1番は、原案のとおり許可とすることに決しました。
 それでは、次に移ります。

議 長 大 貫 委 員

日程第7、議案第3号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番について、担当委員の報告を求めます。
 (大貫委員挙手)
 はい、大貫委員。
 私は、総会資料12ページ、議案第3号の1番を担当しました。
 本申請は、日光市南小来川地内において、宅地として利用しています。
 願出人、願出地は資料のとおりです。
 案内図による説明。願出地は、小来川保育園から南東へ400メートルに位置しています。
 公図による説明、登記簿地目は2筆とも畑、現況は宅地です。
 周囲の状況は、391番4は、東側と南側は宅地、西側と北側は道路です。
 398番2へ、東側と南側は道路、西側と北側は宅地です。
 空中写真が添付されていて、平成12年には宅地であったことが確認できます。
 願出地の391番4は、平成5年頃に元々あった小屋を住居用建物にリフォームし、建物の南側と北側を庭として一体利用し、宅地として利用し現在に至っています。
 398番2は、昭和40年頃から製材工場敷地として隣接する宅地と一体として利用していましたが、建物は県道の拡幅工事に係る県の指導により令和5年6月から7月に解体撤去してしまいましたが、更地ではございますが、耕作地としては利用できないため今回の申請に至りました。
 今後の土地の利用については、現状のまま更地として管理していく計画です。
 以上のことから、証明することに問題がないと思われま。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 大 貫 委 員

ありがとうございます。
 それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。
 (神山隆委員挙手)
 はい、神山副部長。

神山隆委員

部会内で検討したところ、耕作地に戻すのは困難と思われま。証明妥当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。

議 長 大 貫 委 員

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (高橋久委員挙手)
 はい、高橋委員。

高橋久委員

以前、高橋が稲刈りを頼まれていた方だと思ひま。25年前から7年前位までの20年間程頼まれていました。当時、製材所があり、製材業をやっていたことは間違いありません。

議 長 補足をありがとうございました。
他に何かありますか。
(加藤委員挙手)
はい、加藤委員。

加藤委員 議 長 ここは県道拡幅工事にかかるのですか。
(大貫委員挙手)
はい、大貫委員。

大貫委員 398番2から3にあった製材所の建物が拡幅工事にかかっています。願出人の土地の用地買収までは済んでいるようです。拡幅工事は現在、現地から200から300メートルの距離の場所で行われています。今後の拡幅工事が予定されています。

議 長 加藤委員 議 長 ただいまの説明でよろしいですか。
はい。
他に何かありますか。
(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 次に、番号2番について、担当委員の報告を求めます。
(阿久津委員挙手)
はい、阿久津委員。

阿久津委員 私は、総会資料12ページ、議案第3号の2番を担当しました。
本申請は、日光市小代地内において、宅地として利用しています。
願出人、願出地は資料のとおりです。
願出地は、東武下小代駅から南290メートルのところに位置しています。
登記簿地目は畑、現況は宅地です。
現地には、行政書士が立会い、くい打ちがしてありました。
願出地は、平成12年以前から宅地として利用しており、少なくとも23年が経過しています。
隣接地に自宅があり、願出地は庭となっていました。
平成12年撮影の空中写真が添付されておりますので、20年以上経過しております。
願出地は、願出人の娘たちが同居するにあたって家を新築するため、登記簿地目が畑になっているものを整理するに至りました。
以上のことから、証明することに問題がないと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
それでは、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。
(神山隆委員挙手)
はい、神山副部長。

神山隆委員 申請地は宅地として利用されており、部会では証明妥当と判断しましたので、ご審議お願いいたします。

議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、鳥獣害対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

議 長 日程第8、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (永吉副主幹挙手)
 はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。
 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。
 今月は、『利用権設定』の案件になります。総会資料は13ページから23ページです。
 件数は35件、面積合計は123筆で204,200.87平方メートルとなります。
 内訳は、申請番号1番から3番が農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号4番から35番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が22件、更新が13件となっております。
 「設定をする者(貸人)」・「設定を受ける者(借人)」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。
 以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願います。

議 長 説明が終わりました。
 ご質問等ございましたらお受けいたします。

議 長 (「なし」の声あり)
 質疑を終結し、採決いたします。
 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議 長 (挙手全員)
 挙手全員であります。
 よって、議案第4号については、原案のとおり決定することに決しました。
 それでは、次に移ります。

議 長 日程第9、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (永吉副主幹挙手)
 はい、永吉副主幹。

永吉副主幹 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。
 本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の(1)

の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。

総会資料は24ページから29ページになります。

件数は9件で、面積合計は33筆で60,478平方メートルとなります。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

（村上委員挙手）

はい、村上委員。

村上委員
議長

譲渡人と譲受人が同じですが、どういうものなのでしょうか。

（永吉副主幹挙手）

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹
議長

自分から自分へ貸すのは、集積の場合通常生じる取り扱いです。

よろしいでしょうか。

村上委員
議長

はい。

他にありましたらお受けします。

（大島委員挙手）

はい、大島委員。

大島昭委員
議長

遊休農地解消緊急対策事業について説明いただきたいです。

（永吉副主幹挙手）

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

以前、委員の皆様チラシを配布させていただいた事業です。

農地所持者が管理できずに農地が荒れてしまっている、遊休農地を借りて耕作したい耕作者などの支援をする事業で、農地バンクが遊休農地を借り受けて、遊休農地を解消してから耕作者に貸す事業です。改めて内容を確認したい方は、窓口チラシがございます。

議長

他にありましたらお受けします。

（「なし」の声あり）

議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり決定することに決しました。

議長

それでは、次に移ります。

議長

日程第10、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（永吉副主幹挙手）

はい、永吉副主幹。

永吉副主幹

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、ご説明いたします。

総会資料は、30ページから33ページになります。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により日光市が作成した農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会の意見

を求められています。

本件は遊休農地解消緊急対策事業によるものであり、農地バンクが遊休農地を借受け、解消して耕作者である受入へ貸付けるものです。

件数は6件で、面積は19筆で23,085.00平方メートル、受け人の対象者数は2名です。

権利の設定を受ける者の住所・氏名及び土地の表示等は、記載のとおりです。ご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり決定することに決しました。

それでは、次に移ります。

議 長

日程第11、議案第7号「令和6年度(2024年度)農作業料金等の標準額について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(係長挙手)

係 長

はい、吉澤係長。

議案第7号、令和6年度農作業料金等の標準額について説明いたします。

この案件は農地法第52条 農業委員会は農地の利用の増進及び利用関係の調整に資するため、農地の利用の状況及び賃借の動向等農地に関する情報を収集し、その提供を行うものとするという趣旨を踏まえ、他の農業関係機関から情報を収集し、農業委員会で把握している情報と併せ、委員会独自の資料として情報を提供するものです。

それでは、最初に農作業標準賃金についてご説明します。これについては1日8時間、一般的な農業軽作業に従事した場合の標準賃金で、農業委員会独自に設定するものです。なお、記載してある賃金は昨年と同額で、時間額に換算しますと1,000円となります。参考といたしまして栃木県の最低賃金は、2023年10月から時間額954円でございます。

次にその下に移ります。農作業標準料金は育苗委託や田植え、稲刈りなど個別の作業について、農地の面積等(農地区分)に応じて料金を記載しています。

今回、畦畔作りについて見直しをいたしまして、55円から70円に改定いたしました。これは、日光市農業公社が所管する日光受託集団連絡協議会による農作業料金検討会議において検討された料金となっております。

なお、改定理由ですが、これまでは小型の作業機械を主に使用しておりましたが、作業量の増加により大型機械の使用が増えております。これに伴い減価償却などの機械損料、樹脂ローラプレート等の消耗品費が増加したことによるものでございます。

次に右上に移りまして、機械移動基本料金は農業機械の移動(輸送)距離に応じた料金を記載しています。いずれの料金も昨年と同額でございます。

最後に4番目に記載のある農地賃借料については、農業委員会が令和5年1月1日から令和5年12月31日までの1年間分のデータを収集した統計です。

データの対象は、農用地利用集積計画(農業経営基盤強化促進法第18条)により効力の発生した賃貸借の一筆ごとの賃借料です。

令和5年は水田は1, 165件で、うち基盤整備済が168件、未整備地域が997件、畑は72件で計1, 237件です。

なお、田の基盤整備済みと未整備地域および畑の賃借料の平均額、最高額、最低額につきましては記載のとおりです。

以上です。

議長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(富田委員挙手)

富田委員

はい、富田委員。

農地賃借料について、以前の案件の中に相対で0円と記載のあったものがありました。それが含まれているのでしょうか。

議長

(係長挙手)

はい、吉澤係長。

係議長

実績値になりますので、それも含まれています。

他にありましたらお受けします。

(「なし」の声あり)

議長

質疑を終結し、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり決定することに決しました。

それでは、次に移ります。

議長

日程第12、議案第8号「耕作放棄地の非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(鯉沼主査挙手)

鯉沼主査

はい、鯉沼主査。

議案第8号 耕作放棄地の非農地判断についてご説明いたします。

総会資料は、35ページから37ページとなります。

本案件については、昨年の8月から9月に行った農地利用状況調査（農地パトロール）の結果に基づき、再生利用が困難な農地（区分5）と判断した農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について審議を行っていただくものとなります。

件数は39件で、面積合計は52, 054. 00平方メートルです。

なお、農地に再生することが困難であると判断した農地の内、自然発生的に遊休化非農地化したのではなく、家を建ててしまったり、砂利敷きにしてしまったりしている農地については対象外となっております。また、経営移譲年金や相続税・贈与税の関係で非農地としてしまうと年金や税金に影響が出てしまう農地はございませんでした。

こちらの一覧表について補足ですが、所在地・地目・面積のほか農振についての記載がございます。これは、「農」が農振農用地、「他」が農振地域内の農用地でない農地、「外」が農振地域からも外れている農地という意味です。

所有者氏名がカッコ書きになっているものは、登記上の名義人が亡くなっている農地です。

今回の総会において議決が得られれば、農業委員会から所有者へ非農地通知として発出するとともに、法務局及び税務課・農政課に情報提供をいたします。通知を受けた所有者は、非農地通知書により地目変更登記の手続きができることに

議 長 となります。
 説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。
 説明が終わりました。
 ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (大貫委員挙手)
 はい、大貫委員。
 大貫委員 この通知が届いた場合、法務局へは地目は何で申請すればいいのでしょうか。
 議 長 (はい、鯉沼主査)
 鯉沼主査 非農地通知に地目を書いて送ることになっていますが、山林または原野になります。
 議 長 他にご質問等ございましたらお受けいたします。
 (富田委員挙手)
 はい、富田委員。
 富田委員 山林か原野にした場合、税額はどうなるのですか。
 鯉沼主査 また、登記を変える時に費用は掛かるのでしょうか。
 固定資産税は税務課所管のため正確には言えませんが、基本的には農地よりも山林・原野の方が安いです。
 富田委員 また、登記に費用は掛かりません。
 議 長 ありがとうございます。
 他にご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし」の声あり)
 質疑を終結し、採決いたします。
 議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 議 長 挙手全員であります。
 よって、議案第8号については、原案のとおり決定することに決しました。
 議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
 これをもちまして、令和6年1月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後3時33分